

卒業生のみなさんへ

(対象:2026年、2025年の春に卒業した人で、2027年に進学予定の人)

開明高等学校 事務室

日本学生支援機構大学予約奨学金について(ご案内)

募集要項の概要をご案内します。ご希望の方は申込書類一式を事務室に取りにお越しください(郵送も可)。採用候補者になっても辞退することはできます。進学に際し経済的不安のある方は申し込みをご検討ください。ご質問・ご相談は、奨学金担当 宮崎(Tel06-6932-4461)が承っております。

◆ 申込の手順 ◆

Step.1 事務室に申込書類一式を取りに来る。以下の書類が入っています

- ① 給付・貸与奨学金早わかりガイド
- ② 申込みのてびき
申し込みに必要な詳しい内容が書いてあります
- ③ 奨学金確認書兼地方税同意書
スカラネット申込み用 ID・パスワードが印字されています。本人確認書類の添付をして、申し込む人全員が日本学生支援機構に送るものです。
- ④ 奨学金確認書兼地方税同意書 提出用封筒(青色 長3 サイズ)
上記の書類を入れて送付するための封筒です(簡易書留)。

申し込みを希望される方は、書類を事務室に取りにお越しください。(郵送可)

③④の書類がないと、申し込みできません。

Step.2 「申込みのてびき」冊子をよく読んで検討し、スカラネットに必要事項を入力する。

※今年度より「給付奨学金案内」「貸与奨学金案内」の紙媒体の配布が廃止されましたので、以下の二次元コードよりご覧ください。



【機構のホームページから入る方法】

ホーム>奨学金>申し込みに関する手続き>進学前に申し込む(予約採用)>予約採用申込みの手引き(奨学金案内)>大学・短大・専門課程を置く専修学校への進学予定の方

Step.3 スカラネットより、マイナンバー提出サイトにログインしてマイナンバーを入力する。

Step.4 「奨学金確認書兼地方税同意書(申込者全員が提出必要)」を記入し、日本学生支援機構に直接郵送する。

※上記以外に必要な書類が必要な方については、日本学生支援機構より該当者に依頼文書が送られ、返信用封筒にて機構へ直接提出することになります。よって、学校を經由して提出するものではありません。

Step.5 選考結果通知の受け取り(学校を通じて交付します)

◆ 申込期間 ◆

* 給付奨学金、貸与奨学金ともに同じ期間です。

* 以下の募集回のうち 1 回だけ申し込めます。どの回に申し込んでも、申込内容に変わりはありません。採用決定の時期が変わります。

* 早期決定の観点から、可能な限り第 1 回または第 2 回での手続きをお勧めしています。

* 予備回は、就職から進学に変更になった人や、やむを得ない事情がある人等が対象になりますので、少しでも進学の可能性のある人は第 1 回～第 3 回でお申込みください。

* 申し込みには、「スカラネット」というインターネットサイトへの登録・申込内容の入力が必要です。詳しくは申込書類一式の中の「申込みの手引き」をご覧ください。

募集回	スカラネットへの入力期間	採用候補者決定時期
第 1 回	4 月 21 日(火) ～5 月 31 日(日)	9 月中旬以降、 各月 1 回で 順次マイページに 反映予定 (紙の採用候補者 決定通知等の交付は 10 月下旬以降)
第 2 回	6 月 1 日(月) ～6 月 30 日(火)	
第 3 回	7 月 1 日(水) ～7 月 31 日(金)	
予備回	10 月 2 日(金) ～10 月 16 日(金)	

※予約で申し込みができなかった人は、進学した先でも申し込むことができます。
ただし、給付奨学金は文部科学省の認定を受けた学校に進学しないと受けられません。

- ◆日本学生支援機構の奨学金の概要は以下のとおりです。
それぞれの概要は次ページ以降に書いてあります。

貸与奨学金

- *借りる奨学金です。卒業後返済していかなくてはなりません。
- *利子なし(第一種)、利子付き(第二種)の2種類あります。それぞれ学力基準、家計基準が設けられており、基準を満たさない場合不採用となります。

給付奨学金

- *もらう奨学金です。返済の必要はありません。
- *文部科学省から認定された大学等に進学した場合のみ受けられます。進学先が該当するかどうか確認が必要です。
- *学力基準、家計基準、資産基準が設けられています。
- *家計基準によって区分があり、給付額が変わります。
- *基準を満たさない場合は、不採用となります。
- *進学してから、学力・家計・資産は毎年審査されます。満たさない場合は、支給打ち切りになる場合があります。

◆国の「高等教育の修学支援新制度(授業料等減免)」

- *給付奨学金の採用候補者になった人は、授業料・入学金の減免も合わせて受けられる制度です。
- *この制度に単体で申し込むことはできませんので、給付奨学金に申し込んでいただくこととなります。
- *給付奨学金の区分によって減免の金額が変わります。
- *多子世帯(子ども3人以上扶養している世帯)の方は、給付奨学金の学力基準を満たしている場合、所得にかかわらず授業料等が免除になりますので、「高等教育の修学支援新制度(給付奨学金及び授業料等減免)」にお申し込みください。ただし給付奨学金の収入基準を満たさない場合は、月々の給付奨学金の月額が0円となり、授業料等減免のみ対象となります)
多子世帯支援についての詳細は、「給付奨学金案内(電子版)」8, 9ページに説明があります。
- *進学後、給付奨学金とは別に手続きが必要です。

以上は、非常におおまかな内容ですので、必ず次ページからはじまる概要と、日本学生支援機構のホームページに掲載されている「給付奨学金案内」「貸与奨学金案内」冊子(電子版)を読んで、ご検討の材料としてください。

【給与奨学金（返還の必要がない奨学金）】

- * 給付奨学金の支給対象になった人は、授業料・入学金の減免制度も同時に受けることができます。
- * 給付奨学金を利用できる進学先は、国等から対象となることの確認を受けた学校です。対象校（「確認大学等」）は、文部科学省のホームページで確認できます。確認を受けていない学校へ進学した人は、給付奨学金や授業料等減免を利用できません。

<p>申込資格</p>	<p>■2027年3月に高等学校を卒業する予定の人 又は 高等学校を卒業後2年以内の人で、大学・専修学校に入学したことがない人。</p> <p>■外国籍の人は条件に該当する人のみ申し込み可。</p>
<p>学力基準</p>	<p>■申込時までの評定平均値が3.5以上あること</p> <p>■上記に該当しない場合は、将来、社会で自立し、及び活躍する目標をもって、進学しようとする大学等における学修意欲を有すること（レポート提出が必要です。成績を確認して個別に連絡します）。</p>
<p>家計基準 （※1）</p>	<p>あなたと生計維持者について、収入基準（※1）及び資産基準のすべてに該当する必要があります。</p> <p>収入基準</p> <p>提出されたマイナンバーにより2025年（1月～12月）の収入に基づく2026年度住民税情報により算出された支給額算定基準額（※1）が各区分に該当するか審査を行います。2026年（1月～12月）の収入状況は考慮されないため、申込後に減収（失業等）があっても状況を考慮することはできません。</p> <p>【第Ⅰ区分】申込者本人と生計維持者の市町村民税所得割が非課税であること 具体的には、あなたと生計維持者の支給額算定基準額の合計が100円未満であること</p> <p>【第Ⅱ区分】申込者本人と生計維持者の支給額算定基準額の合計が、100円以上25,600円未満であること</p> <p>【第Ⅲ区分】申込者本人と生計維持者の支給額算定基準額の合計が、25,600円以上51,300円未満であること</p> <p>【第Ⅳ区分】申込者本人と生計維持者の支給額算定基準額の合計が、51,300円以上（※2）154,500円未満であること</p> <p>【多子世帯】第Ⅳ区分の収入基準を超過しているが、多子世帯に属していることが確認でき（※2）ること。</p> <p>（※1）支給額算定基準額★1＝課税標準額×6%－（市町村民税調整控除額＋市町村民税調整額）★2（100円未満切り捨て）</p> <p>★1 市町村民税所得割が非課税の人は、この計算式にかかわらず支給額算定基準額が0円となります（以下の例外を除く）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと納税等による寄付金控除、住宅ローン控除等の臨時的な減税措置等に基づく税額控除や、市町村民税の減免は、支給額算定基準額に影響しません。これらの適用により所得割が非課税となっても、支給額算定基準額は0円にならない場合があります。 ★2 政令指令都市に対して市民税を納税している場合は、（市町村民税調整控除額＋市町村民税調整額）に3/4を乗じた額となります。 <p>（※2）第Ⅳ区分、多子世帯の支援については「給付奨学金案内（電子版）」の8～9ページをご確認ください。</p>

家計基準 (前項からの続き)	<p>資産基準</p> <p>申込日時点の申込者本人と生計維持者の資産合計額が、基準額 5,000 万円未満であることが必要です。基準額以上の場合は、給付奨学金は支給されません。</p> <p>●資産の対象となるもの：</p> <ul style="list-style-type: none"> 現金やこれに準ずるもの（退職金含む。投資用資産として保有する金・銀等） 預貯金（普通預金、定期預金）、有価証券や投資信託（株式、国債、社債、地方債等） ※少額投資非課税制度（NISA）による投資額も含まれます。有価証券や投資信託は時価で換算してください。 満期や解約により現金化した保険 <p>●資産の対象とならないもの：</p> <ul style="list-style-type: none"> 土地・建物等の不動産 満期、解約前の保険の掛け金 ・貯蓄型生命保険や学資保険
給付月額	世帯の所得金額に基づく区分に応じます。
給付期間	支給が認められた年月から正規の卒業時期まで

【参考】収入・所得の上限額の目安



表中の金額はあくまで目安です。収入基準は収入・所得に基づく住民税情報等により設定されているため、世帯構成、障がい者の有無、各種保険料の支払い状況等により、**目安の金額を上回っていても対象となる場合や下回っていても対象とならない場合があります。**

(単位：万円)

世帯人数	想定する世帯構成	★が給与所得者（会社員等）の世帯 (年間の総収入金額)				★が給与所得者以外（自営業者等）の世帯 (年間の所得金額)			
		第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	第Ⅳ区分	第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	第Ⅳ区分
2人	あなた、親①(★)	207	298	373	630	135	192	245	439
3人	あなた、親①(★)、 中学生	221	298	373	630	147	196	250	443
4人	あなた、親①(★)、 親②(無収入、中学生)	271	303	378	635	182	212	287	475
4人	あなた、親①(★)、 親②(給与所得者)、 中学生	親①：221 親②：127	親①：245 親②：165	親①：323 親②：165	親①：589 親②：165	親①：147 親②：127	親①：149 親②：165	親①：202 親②：165	親①：404 親②：165
5人	あなた、親①(★)、 親②(パート)、 大学生、中学生	親①：321 親②：110	親①：395 親②：110	親①：461 親②：110	親①：698 親②：110	親①：217 親②：110	親①：277 親②：110	親①：353 親②：110	親①：530 親②：110

給与を受けている場合は、年間の総収入金額（源泉徴収票における「支払金額」欄）、商店・農業等自営業を営んでいる場合は、年間の所得金額（確定申告書における「所得金額」）の目安となっています。

※支払金額…各種保険料等を差し引く前の総収入金額 ※所得金額…売上げから経費を差し引いた金額

あなたが2026年1月1日時点で16～18歳であり、あなたに市町村民税が課税される程度の収入（所得）がないものとして計算しています。

親②（パート）は社会保険に加入していないものとして計算しています。

収入基準に該当するか調べるには・・・

【進学資金シミュレーターで試算する】

[JASSOのホームページ](#)に掲載している「進学資金シミュレーター」で、収入基準に該当するかおおよその目安として確認できます。

※本シミュレーションの結果は、入力された情報等を基に試算した結果によるものであるため、シミュレーション結果と実際の選考結果に差異が生じる場合があります。あらかじめご承知おきください。



【課税（所得）証明書を取得して調べる】

市区町村役場で取得できる令和8年度課税証明書（自治体によっては所得証明書）を用いて、より具体的に支給額算定基準額を試算することができます。詳細は、[JASSOのホームページ](#)をご確認ください。



◆給付月額

1. 一般の課程（通信教育以外の課程）

支給が認められた年月から正規の卒業時期まで、給付奨学金の支援区分（第Ⅰ～Ⅳ区分：4ページ）に応じて、学校の設置者（国公立・私立）及び通学形態（自宅通学・自宅外通学）等により定まる下表の金額（月額）が、原則として毎月振り込まれます。なお、貸与奨学金（無利子）を合わせて利用する場合、貸与奨学金の借りられる額に調整がかかり、0円となる場合があります（10ページ）。

学校種別・ 給付奨学金の支援区分		国公立		私立	
		自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
大学・短期大学 専修学校	第Ⅰ区分	29,200円 (33,300円)	66,700円	38,300円 (42,500円)	75,800円
	第Ⅱ区分	19,500円 (22,200円)	44,500円	25,600円 (28,400円)	50,600円
	第Ⅲ区分	9,800円 (11,100円)	22,300円	12,800円 (14,200円)	25,300円
	第Ⅳ区分 ※多子世帯に限る	7,300円 (8,400円)	16,700円	9,600円 (10,700円)	19,000円
高等専門学校 (4～5年生)	第Ⅰ区分	17,500円 (25,800円)	34,200円	26,700円 (35,000円)	43,300円
	第Ⅱ区分	11,700円 (17,200円)	22,800円	17,800円 (23,400円)	28,900円
	第Ⅲ区分	5,900円 (8,600円)	11,400円	8,900円 (11,700円)	14,500円
	第Ⅳ区分 ※多子世帯に限る	4,400円 (6,500円)	8,600円	6,700円 (8,800円)	10,900円

（※1）以下のいずれかに該当する人は、カッコ内の金額となります。

- ・生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活保護（扶助の種類を問いません）を受けている生計維持者と同居している人
- ・社会的養護を必要とする人で児童養護施設等から通学し、「自宅通学」扱いの人
なお、社会的養護を必要とする人を含む独立生計者が、居住にかかる費用（家賃）を支払いながら通学している場合は、学校までの通学距離・時間にかかわらず「自宅外通学」の申請ができます。

（※2）独立行政法人・地方独立行政法人が設置する学校は、国公立に含みます。

（※3）自宅通学・自宅外通学については、7ページをご確認ください。

（※4）多子世帯については、8ページをご確認ください。

日本学生支援機構の「給付奨学金案内（電子版）」より抜粋しています。詳しくは、機構のホームページからご覧ください。

【貸与奨学金（返還の必要がある奨学金）】

	第一種奨学金（無利子）	第二種奨学金（有利子）
申込資格	<p>■2027年3月に高等学校を卒業する予定の人 又は 高等学校を卒業後2年以内の人</p> <p>■外国籍の人は条件に該当する人のみ申し込み可。</p>	
学力基準	<p>申込時までの全履修科目の評定平均値が<u>5段階評価で3.5以上</u>であること。</p> <p>【第一種奨学金の学力基準の緩和】 評定平均値が3.5に満たない場合、次の①～③のいずれかに該当し、将来社会で自立及び活躍する目標を持って進学しようとする学習意欲（※）がある者と認められれば、学力基準を満たすものとして取り扱います。</p> <p>①生計維持者（原則父母）の貸与額算定基準額（「家計基準」の欄参照）が0円である</p> <p>②生計維持者（原則父母）が生活保護を受給している</p> <p>③申込者本人が社会的養護を必要とする人である（※）レポート提出が必要です。成績を確認して個別に連絡します。</p>	<p>次の1～3のいずれかに該当する人</p> <p>1. 申込時までの全履修科目の学習成績が、学年の平均水準以上であること。</p> <p>2. 特定の分野において、特に優れた資質能力を有すると認められること。</p> <p>3. 大学等における学修意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められること。</p>
家計基準（※1）	<p>提出されたマイナンバーにより、2025年（1月～12月）の収入に基づく2026年度住民税情報により算出された生計維持者の貸与額算定基準額（※）が下表に該当するか審査を行います（該当しない人は採用されません）。2026年（1月～12月）の収入状況は審査に考慮されないため、申込後に減収（失業等）があっても状況を考慮することはできません。</p> <p>【第一種・第二種併用貸与】生計維持者の貸与額算定基準額（※2）が164,600円以下であること</p> <p>【第一種奨学金】生計維持者の貸与額算定基準額が189,400円以下であること</p> <p>【第二種奨学金】生計維持者の貸与額算定基準額が381,500円以下であること</p> <p>（※）貸与額算定基準額は次の計算式により算出します（100円未満は切捨て）</p> $\text{貸与額算定基準額} \star 1 = (\text{課税標準額}) \times 6\% - (\text{市町村民税調整控除額}) \star 2 - (\text{多子控除}) \star 3 - (\text{ひとり親控除}) \star 4 - (\text{私立自宅外控除}) \star 5$ <p>★1 市町村民税所得割額が非課税の人は、この計算式にかかわらず貸与額算定基準額が0円となります。（以下の例外を除く） ・ふるさと納税等による寄附金控除、住宅ローン控除等の臨時的な減税措置等に基づく税額控除や、市町村民税の減免は、貸与額算定基準額に影響しません。これらの適用により所得割が非課税となっても、貸与額算定基準額は0円にならない場合があります。</p> <p>★2 政令指定都市に対して市民税を納税している場合は、（市町村民税調整控除額）に3/4を乗じた額となります。</p> <p>★3 生計維持者が2人を超える子どもを扶養している場合は、2人を超える子どもの1人につき40,000円を控除します。扶養している子どもの人数は、住民税情報またはスカラネット申告人数のうち、小さい人数を適用します。（例）生計維持者が「申込者」と「中学生の弟」、「小学生の妹」の3人を扶養している場合の控除額は、（3-2）人×40,000円=40,000円となります。</p> <p>★4 ひとり親世帯に該当する場合に40,000円を控除します。</p> <p>★5 在学採用の審査において、申込者本人が私立の大学・短期大学・専修学校（専門課程）・高等専門学校に在籍し自宅外通学の場合に22,000円を控除します。予約採用の審査においては適応されないので一律0円。</p>	
貸与額	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国公立大学 自宅通学 45,000円 自宅外通学 51,000円 ■ 私立大学 自宅通学 54,000円 自宅外通学 64,000円 ■ 国公立短期大学・専修学校 自宅通学 45,000円 自宅外通学 51,000円 ■ 私立短期大学・専修学校 自宅通学 53,000円 自宅外通学 60,000円 <p>この金額は最高月額です。最高月額を選択するには、併用貸与の家計基準を満たしている必要があります。</p> <p>最高月額以外は、条件に応じて2万円～5万円から選択</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2万円～12万円の中から必要な月額を選択します。（1万円単位） ■ 12万円を選択した場合、私立大学の医・歯学課程は4万円、薬・獣医学課程は2万円の増額ができます。 <div style="border: 1px solid blue; border-radius: 15px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="color: red; font-size: small;">第一種奨学金と併せて給付奨学金を利用する場合、第一種奨学金の貸与を受けられる上限額が制限され、所得区分によっては貸与額が0円になる場合もあります。</p> </div>

	入学特別増額貸与奨学金：10万円～50万円から選択（10万円単位）
貸与期間	2027年4月分から卒業する（修業年限の終期）まで

◆収入・所得の上限額のめやす（単位：万円）

【参考】収入・所得の上限額



表中の数字はあくまで目安です。家計基準は収入・所得に基づく住民税情報等により設定されているため、世帯構成、障がい者の有無等により、**目安の金額を上回っていても対象となる場合や下回っていても対象とならない場合があります。**

（単位：万円）

世帯人数	想定する世帯構成	（★）が給与所得者の世帯 （年間の総収入金額）			（★）が給与所得者以外の世帯 （年間の所得金額）		
		第一種	第二種	併用貸与	第一種	第二種	併用貸与
2人	あなた、親①（ひとり親）（★）	761	1,166	706	546	893	500
3人	あなた、親①（★）、親②（無収入）	716	1,113	661	536	879	489
4人	あなた、親①（★）、親②（★※）、中学生	803	1,250	743	552	892	506
5人	あなた、親①（★）、親②（★※）、中学生、小学生	905	1,334	841	629	958	585

給与を受けている場合は、年間の総収入金額（源泉徴収票における「支払金額」欄）、商店・農業等自営業を営んでいる場合は、年間の所得金額（確定申告書における「所得金額」）の目安となっています。

※支払金額…各種保険料等を差し引く前の総収入金額 ※所得金額…売上げから経費を差し引いた金額

あなたが2026年1月1日時点で16～18歳であるものとして計算しています。

親②（★※）は、例として、（★）が給与所得者の世帯の場合(左表)は収入300万円、（★）が給与所得者以外の世帯の場合(右表)は所得200万円としています。

家計基準に該当するか調べるには・・・

【進学資金シミュレーターで試算する】

JASSOのホームページに掲載している「[進学資金シミュレーター](#)」で、収入基準に該当するかおよその目安として確認できます。

※本シミュレーションの結果は、入力された情報等を基に試算した結果によるものであるため、シミュレーション結果と実際の選考結果に差異が生じる場合があります。あらかじめご承知おきください。



【課税（所得）証明書を取得して調べる】

市区町村役場で取得できる令和8年度課税証明書（自治体によっては所得証明書）を用いて、より具体的に貸与額算定基準額を試算することができます。詳細は、[JASSOホームページ](#)をご確認ください。



日本学生支援機構 大学予約奨学金

【よくある質問】

よくいただく質問を載せておきますので、ご参考になさってください。

多子世帯については、右の QR コードから、文部科学省ホームページ掲載のより詳しい Q&A を見ることができます。



多子世帯(子ども3人以上扶養している世帯)について

Q. 多子世帯にはどんな支援がありますか。

A. 【修学支援金制度の拡充】

多子世帯に属している人は、所得制限なく授業料等減免を受けられるようになります(資産基準が3億円未満に緩和されます)。

【給付奨学金の支給】

所得に応じて区分分けされており、その区分に応じた給付額が支給されます。収入基準が区分より超えている場合、または、資産の合計が5,000万円以上の場合、給付奨学金は支給されませんが、授業料等減免の資産基準は3億円未満に緩和されますので、上記の授業料等減免は受けられます。

Q. 給付奨学金は不要(もしくは、おそらく収入が家計基準を超過する見込み)だが、多子世帯なので授業料等減免のみを予約採用で申し込むことはできますか？

A. 授業料等減免を希望する方は、すべて予約採用においてスカラネットから申し込みをおこなってください。

スカラネットの奨学金申込情報画面において、「⑤-1. 高等教育の修学支援新制度(給付奨学金及び授業料等減免)を希望しますか。」の質問に対し、「○希望します」を選択してください。

申込方法は、高校3年生の予約の段階か、もしくは、大学に進学してから進学先で申し込む方法、2通りあります。

※どちらの方法も、進学先が支援の対象校である必要があります(給付奨学金対象校と同じ)。

文部科学省のホームページで確認してください。

給付奨学金を利用する際は、進学予定の学校が対象となっているか確認しましょう。

◎支援の対象となる大学・短大・高専・専門学校一覧
(文部科学省ホームページ)

https://www.mext.go.jp/kyufu/support_tg.htm



Q.「多子世帯」の条件は？

A. 以下のうちいずれか小さい方の数が3以上であり、かつ、申込者本人が生計維持者に扶養されている場合です。

- 申込者が申込時に申告した生計維持者の扶養親族のうち、生計維持者の子ども(※)に該当する者の数

※「子ども」とは、申告した扶養親族の内、「生計維持者の子」「扶養している生計維持者よりも年下の人」が該当する。

- 生計維持者全員の住民税情報における扶養親族の数の合計

Q.扶養する子どもの数はいつの時点の情報が反映されるのですか？

A. 税情報と連動しますので、今回の予約申し込みにおいては、前年末(2025年12月31日)時点の子どもの人数が何人かで判断されます。よって、それ以降に子どもが生まれた場合や、生計維持者に変更があった場合には、進学先で申告が必要です。

今回の予約申し込み以降、進学してからの扶養している子ども数の確認については以下ようになります。(文部科学省ホームページより抜粋)

【別添資料3】 扶養する子供の数の確認方法

- 学生と生計維持者の「マイナンバー」を通じて、世帯で扶養している子供の数の情報を確認します。(扶養する子供とは、家族や親族から経済的な支援を受けることであり、自治体へ納税する際に人数としてカウントされている方です。)
- 子供の数の情報は毎年12月31日時点の「税法上の扶養」が基準となることから、高等教育の修学支援新制度を申し込む時期によって、情報の確認時期が異なることがあります。



高校3年生在籍時に「予約申込」を行う場合

※大学等へ進学前に、高校を通じて「高等教育の修学支援新制度」の申込を行います。



申込前年の12月31日時点の情報を確認します。

(申込前年の状況が「多子世帯」に該当するのかが、よく御確認ください。)



大学等入学後に、春の「在学申込」を行う場合

※大学等へ入学後、大学等を通じて「高等教育の修学支援新制度」の申込を行います。



申込前々年の12月31日時点の情報を確認します。

(申込前々年の状況が「多子世帯」に該当するのかが、よく御確認ください。)

大学等入学後に、秋の「在学申込」を行う場合

※大学等へ入学後、大学等を通じて「高等教育の修学支援新制度」の申込を行います。



申込前年の12月31日時点の情報を確認します。

(申込前年の状況が「多子世帯」に該当するのかが、よく御確認ください。)

※「高等教育の修学支援新制度」に採用後、毎年10月に、前年の12月31日時点の情報を確認し、「多子世帯」に該当するかどうかを確認します。

※扶養親族の申告については、「申込の手引き」p.25も参考にしてください。

私立理工農系学科等の支援について

Q. 私立の理工農系学科等へ進学を考えています。どんな支援がありますか？

A. まず、対象となる理工農系の学科等を文部科学省のHPで確認してください。

給付奨学金の第IV区分の採用候補となり、私立理工農系の学科等に進学した場合は、給付奨学金の支給額は0円となりますが、授業料の文系との差額に着目した額の授業料及び入学金の減免を受けることができます。

対象となる理工農系の学科等は、文部科学省のホームページにて確認してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/1421838_00004.htm



給付奨学金及び授業料等減免・貸与奨学金について

Q. 自分が給付奨学金及び授業料等減免に相当するかわからないのですが、とりあえず申し込むことはできますか？

A. できます。

日本学生支援機構が所得・資産要件を確認して判断します。採用にならない場合も考えて、貸与奨学金の方も考えておきましょう。

(→進学資金シミュレーションでおおよその目安が確認できます。この冊子のp.2に載っているQRコードから入ってください。ただしあくまで目安なので、このシミュレーションで可能だったとしても、不採用になることはありますし、その逆もまた然りです。)

また、多子世帯の人は給付奨学金の要件に満たなくても、授業料等減免の対象になります。

(資産要件を満たすことが必要です)

Q. 給付奨学金の家計基準を超えると思うが、授業料等減免を申し込むことは可能ですか。

A. 給付奨学金の家計基準を超えていると思われる場合も、申込み自体は可能です。授業料等減免をご希望の場合は、給付奨学金と授業料等減免を合わせた「高等教育の修学支援新制度」をお申し込みください。

審査の結果、給付奨学金の収入基準を満たさないとしても、(1)学力等その他審査基準を満たしていること、(2)資産額が授業料等減免の基準を満たしていること、(3)多子世帯に該当することが確認できた場合は、給付奨学金は支給されませんが、進学先で手続きすることにより授業料等減免について、給付奨学金の第I区分と同額の支援を受けることが可能です。なお、(1)~(3)のいずれかを確認できなかった場合は、給付奨学金も授業料等減免もご利用いただけません。((1)~(3)をすべて満たすことが必要です)

Q. 給付奨学生に採用されたら、自動的に授業料等が免除されますか？

A. 自動的にはありません。

まず、進学先が免除の対象となっている学校か確認が必要です(給付奨学金を受けられる学校と同じです)。文部科学省のホームページから確認できます。その上で、進学後に給付奨学金とは別に手続きが必要です。

Q. 給付奨学金と貸与奨学金、両方受けることはできますか？

A. どちらの要件も満たしていると判断されれば可能です。

ただし、給付奨学金の対象になった人は、支援区分によって第一種奨学金(利子なし)の貸与額が制限されます。給付奨学金の支援区分によっては、第一種奨学金が 0 円になりますので、よく確認して選択しましょう。

Q. 申し込んで不採用になることはありますか？

A. あります。

給付奨学金・貸与奨学金ともに、日本学生支援機構の方で、申し込みの基準を満たさないと判断された場合は不採用になることがあります。その場合は進学した後、進学先でも申し込みの機会があります(給付奨学金は、進学先が対象校だった場合)。

ただし家計基準を満たさず不採用となった場合、進学先の春の申し込みでは、同じ年度の所得が反映されるので不採用になることも考えられます。詳しくは進学先で募集時期・内容等を確認してください。

Q. 申し込んで採用されたものの、奨学金がなくなったり、もしくは進学しなかった場合、どうなりますか？

A. 手続きをしなければ辞退として取り扱われますので、辞退手続きは必要ありません。なお、高校を卒業して 2 年以内の人は、卒業校を通じて予約の手続きを取ることができます。
(卒業した年と、その翌年の 2 回)